平成２９年（フ）第２６５７号
横浜市神奈川区西寺尾１丁目28番５号　フローリ・ヒロ101号室
債務者　藤代　佳夏
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６９２号
神奈川県茅ヶ崎市高田５丁目４番25号　エスポワール茅ヶ崎205号、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市矢畑64番地４―201号　グリーンハイムイヌヰ
債務者　渋谷　孝子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７２７号
横浜市港北区新吉田東８丁目２番11号　ハイムローゼⅡ101
債務者　堀川　　亮
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７２８号
横浜市港北区新吉田東８丁目２番11号　ハイムローゼⅡ101
債務者　堀川　夏江（旧姓各務）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０２号
東京都八王子市小比企町533番地１アネックスイシイ101号
債務者　河野　由香
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９０６９号
東京都江戸川区平井６丁目49―３―203
債務者　小嶋　良一
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１３５号
神奈川県川崎市川崎区中瀬２丁目７―12　ＴＭ中瀬Ⅱ　204
債務者　福家雄一郎
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４２６号
神奈川県藤沢市遠藤703番地の９　滝の沢コープタウンＣ―102
債務者　横岩　宏志
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７２３号
神奈川県大和市下鶴間2175番地１　コーポつきみ野103
債務者　清田　綾乃
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７１１号
横浜市旭区市沢町828番地　ガーデンハウス101
債務者　小林　　永
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４９２号
横浜市南区南太田３丁目５番４―203号
債務者　小松　道子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７２０号
横浜市磯子区洋光台１丁目13番28号　第１武内ビル203号
債務者　松浦　　茂
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７３３号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地６街区５棟301号
債務者　小笠原洋一
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１７９号
千葉市中央区葛城２丁目12番３号　ケントハウス202号
破産者　川島　賢治
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１９号
千葉県船橋市前原西７丁目６番２、住民票上の住所青森県八戸市大字鮫町字古馬屋23番地362
破産者　松長根慎治
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６０１号
千葉県市川市曽谷１丁目34番７号
破産者　株式会社松長根塗装工業
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係